

条例等立案表

<p>題名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教職員課</p>
	<p>担当者名 日下 裕介</p>
	<p>電話番号 二一二八</p>
<p>制定理由 教育職員免許法の一部が改正されたことに伴い、普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請等に係る申請書及び書類を定める等の必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 普通免許状の授与の出願等について、所要の改正を行うこととした。 二 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請等に係る申請書及び書類を定めることとした。 三 免許状更新講習を受講できる者を定めることとした。 四 更新講習修了確認を受けなければならない者を定めることとした。 五 県市町村教育委員会等における免除対象者を定めることとした。 六 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等を指定することとした。 七 その他所要の整理を行うこととした。 八 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法令等 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号） 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号） 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号） 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第三十四号）</p>	<p>考 備</p>
<p>法規審議委員会 要・否</p>	

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

教育職員免許に関する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「附則第八項」を「附則第八項本文」に、「附則第十一項」を「附則第十二項本文」に改め、「徳島県教育委員会（）」の下に「第六条の二第四項、第六条の三第二項、第六条の四第一項及び第六条の七第二号を除き、」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 法第五条第二項、法附則第八項本文又は法附則第十二項本文の規定により願い出ようとする者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあっては、これらの規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び法第七条第四項に規定する証明書（以下「修了等証明書」という。）

五 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

第二条第一項に次の一号を加える。

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第五号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

第二条第三項中「又は法第十六条の四第三項」を「若しくは第二項（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は同条第三項」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 法第十六条の二第二項の規定により願い出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

第二条第三項に次の一号を加える。

七 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なつ

ている場合に限る。)

第二条第四項中「第十七条」を「第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 法第十七条第二項において準用する法第十六条の二第二項の規定により願い出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)

第二条第四項に次の一号を加える。

七 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

第二条第五項に次の一号を加える。

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

第二条第六項に次の一号を加える。

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

第二条第七項中「平成十六年文部科学省令第三十一号」の下に「。以下「平成十六年改正省令」という。」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」を「平成十六年改正省令」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 平成十六年改正省令附則第二条第三項の規定により願い出ようとする者にあつては、現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

第二条第七項に次の一号を加える。

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

第三条第一項中第六号を第八号とし、同項第五号中「(様式第六号)」を削り、同号を同項第七号とし、同項第四号中「(様式第五号)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 前号に規定する所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許状所持者を除く。)にあつては、法第五条第一項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

五 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（第三号に規定する所要資格に係るもの及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

第三条第一項に次の一号を加える。

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第三号から第五号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

第三条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 法第十七条第二項において準用する法第十六条の二第二項の規定により願い出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（第二号に規定する資格に係るもの及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

第三条第二項に次の一号を加える。

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

第四条第一項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

第四条第一項に次の一号を加える。

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第三号及び第四号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

第五条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第六条第二項に次の一号を加える。

七 実務に関する証明書

第六条の次に次の六条を加える。

（有効期間の更新及び延長の申請）

第六条の二 法第九条の二第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げる申請書及び書類とする。

一 有効期間更新申請書（様式第十号の五）

二 修了等証明書

三 有効期間の更新を受けようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与に係る証明書（以下「授与証明書」という。）又は前回の省令第六十一

- 条の十に規定する証明書（以下「更新等証明書」という。）の写し
- 四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）
- 2 省令第六十一条の四各号に掲げる者（法第九条の二第三項の規定による認定を受けようとする者に限る。）が同条第一項の規定により申請する場合の同条第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる申請書及び書類とする。
- 一 有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）（様式第十号の六）
- 二 有効期間の更新を受けようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の更新等証明書の写し
- 三 省令第六十一条の四各号に掲げる者であることを証する書類であつて、教育長が必要と認められたもの
- 四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）
- 3 省令第六十一条の九第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げる申請書及び書類とする。
- 一 有効期間延長申請書（様式第十号の七）
- 二 有効期間の延長をしようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の更新等証明書の写し
- 三 法第九条の二第五項に規定する事由（以下「延長事由」という。）に該当することを証する書類であつて、教育長が必要と認められたもの
- 四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）
- 4 有効期間の延長をした者が前項の申請書に記載した延長事由が継続する期間を超えて当該延長事由が引き続き継続する見込みがある場合において、当該有効期間の変更をしようとするときは、有効期間延長変更申請書（様式第十号の八）に次に掲げる書類を添えて徳島県教育委員会に提出しなければならない。
- 一 前回の更新等証明書（有効期間の延長に係るものに限る。）の写し
- 二 延長事由が引き続き継続することを証する書類であつて、教育長が必要と認められたもの
- 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）
- （更新講習修了確認の申請等）

第六条の三 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令

第九号。以下「平成二十年改正省令」という。）附則第九条第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める申請書及び同表の下欄に定める書類とする。

区 分	申 請 書	免許管理者が定める書類
平成二十年改正省令附則第九条第一項第一号に掲げる事項	更新講習修了確認申請書（様式第十号の九）	<ul style="list-style-type: none"> 一 修了等証明書 二 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の平成二十年改正省令附則第十五条に規定する証明書（以下「修了確認等証明書」という。）の写し 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）
平成二十年改正省令附則第九条第一項第二号に掲げる事項	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認申請書（様式第十号の十）	<ul style="list-style-type: none"> 一 修了等証明書 二 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の修了確認等証明書の写し 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）
平成二十年改正省令附則第九条第一	修了確認期限延期申請書（様式第十号の十一）	<ul style="list-style-type: none"> 一 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、

<p>項第三号に掲げる事項</p>		<p>当該免許状の授与証明書又は前回の修了確認等証明書の写し</p> <p>二 平成十九年改正法附則第二条第四項に規定する事由（以下「延期事由」という。）があることを証する書類であつて、教育長が必要と認められたもの</p> <p>三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）</p>
<p>平成二十年改正省令附則第九条第一項第四号に掲げる事項</p>	<p>免許状更新講習免除申請書（様式第十号の十二）</p>	<p>一 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の修了確認等証明書の写し</p> <p>二 平成二十年改正省令附則第十条第一項各号に掲げる者であることを証する書類であつて、教育長が必要と認められたもの</p> <p>三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）</p>

2 修了確認期限の延期をした者が前項の申請書に記載した延期事由が継続する期間を超えて当該延期事由が引き続き継続する見込みがある場合において、当該修了確認期限の変更をしようとするときは、修了確認期限延期変更申請書（様式第十号の十三）

に次に掲げる書類を添えて徳島県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 前回の修了確認等証明書（修了確認期限の延期に係るものに限る。）の写し
- 二 延期事由が引き続き継続することを証する書類であつて、教育長が必要と認められたもの

三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

（免許状更新講習を受講できる者）

第六条の四 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、県又は県内の市町村（以下「県市町村」という。）が設置する学校の教育職員として任命された者（以下「公立学校の教育職員」として任命されたことのある者」という。）のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き徳島県教育委員会又は市町村教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県市町村又は国立大学法人鳴門教育大学（以下「国等」という。）の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）

二 県内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置する学校法人の理事

（更新講習修了確認を受けなければならない者）

第六条の五 平成二十年改正省令附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村教育委員会の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

2 平成二十年改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村又は国立大学法人鳴門教育大学（以下「県等」という。）の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

（県市町村教育委員会等の免除対象者）

第六条の六 省令第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村教育委員会の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

2 省令第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国等の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

3 平成二十年改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村教育委員会の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

4 平成二十年改正省令附則第十条第四号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県等の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

（免許管理者が指定する表彰等）

第六条の七 省令第六十一条の四第五号及び平成二十年改正省令第十条第一項第五号に規定する表彰は、次に掲げる者が行う表彰等（免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年間になされたものに限る。）であつて、教育長が別に定める表彰等とする。

一 文部科学大臣

二 徳島県教育委員会

三 前二号に掲げる者に準ずる者として教育長が別に定める者

第十条中「第二条第一項」を「第二条第一項前段」に改め、同条中第十号を第十二号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 施行法第二条第一項前段の表の上欄各号に掲げる者になつた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）であつて、同項の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとするものにあつては、当該普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

七 施行法第二条第一項前段の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとする者にあつては、現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

第十一条中「第二条第一項」を「第二条第一項前段」に改める。

第十四条第二項中「第二条第一項」を「第二条第一項前段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（人物に関する証明書等に係る項目）

第十四条の二 省令別記第三の一号様式備考第二号の規定に基づき定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 性格
- 二 教育職員としての適格性
- 三 指導力
- 四 研究心
- 五 社会性
- 六 長所
- 七 短所

八 その他

2 省令別記第三の三号様式備考第二号の規定に基づき定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 身長
- 二 胸囲
- 三 体重
- 四 視力
- 五 色覚
- 六 聴力
- 七 疾病その他の異常

様式第五号及び様式第六号を削る。

様式第十号の四の次に次の九様式を加える。

様式第10号の5(第6条の2関係)

(表)
有効期間更新申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	(印)	生年月日 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; border: none;">年</td> <td style="width: 33%; border: none;">月</td> <td style="width: 33%; border: none;">日生</td> </tr> </table>	年	月	日生
年	月	日生			
勤務(予定)校・機関	職名				
現住所	(電話)	本籍地			

※勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要。

私は、次の免許状の有効期間の更新を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【更新しようとする免許状】

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 更新しようとする免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 更新しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については、別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記載することも可能）。

様式第10号の6 (第6条の2関係)

(表)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	(印)	生年月日 年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

※勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要。

私は、次の1の免除事由に該当するため、免許状更新講習の受講を免除の上で次の2の免許状の有効期間の更新を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 免除事由：

※表彰を受けたことによる場合には表彰を行った主体・表彰を受けた時期も記述すること。

2 更新しようとする免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 更新しようとする免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 更新しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

〔証明者記入欄〕 ※ 1の免除事由に該当することの証明のため、ご記入ください。

この者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

年 月 日

(証明者名)



様式第10号の7 (第6条の2関係)

(表)
有効期間延長申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	(印)	生年月日 年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、次の1の延長事由に該当するため、次の2の免許状の有効期間について
年 月 日まで延長を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延長事由：

※延長事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 延長しようとする免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 延長しようとする免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 延長しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

3 延長前の有効期間：

〔証明者記入欄〕 ※ 1の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者名)

印

(表)

有効期間延長変更申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	①	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	(電話)	本籍地	

私は、次の1の延長事由が継続するため、次の2の免許状の有効期間について
年 月 日まで延長の変更をしたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延長事由：

※延長事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 延長の変更をしようとする免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 有効期間延長証明書を添付してください。
- 2 延長しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

3 変更前の有効期間：

〔証明者記入欄〕 ※ 1の延長事由が継続することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項に規定する事由が継続することを証明する。

年 月 日

(証明者名)

印

様式第10号の9 (第6条の3関係)

(表)

更新講習修了確認申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名 (印)	生年月日 年 月 日生	
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

※勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要。

私は、更新講習修了確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【有する免許状】

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了、(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」には，教諭（幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」，養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」，栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記載することも可能）。

様式第10号の10 (第6条の3関係)

(表)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認申請書

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	(印)	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関			
現住所	(電話)	本籍地	

※勤務(予定)校・機関は、記載できない場合は不要。

私は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【有する免許状】

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

備考 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

様式第10号の11 (第6条の3関係)

(表)

修了確認期限延期申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏名 (印)	生年月日 年 月 日生	
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、次の1の延期事由に該当するため、 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延期事由：

※延期事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 有する免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回は免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

3 延期前の修了確認期限： 年 月 日

〔証明者記入欄〕 ※ 1の延期事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は，教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

（証明者名）



様式第10号の12 (第6条の3関係)

(表)

免許状更新講習免除申請書

<p><u>徳島県収入証紙</u></p>

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	㊦	生年月日 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">年</td> <td style="width: 20%; border: none;">月</td> <td style="width: 60%; border: none;">日生</td> </tr> </table>	年	月	日生
年	月	日生			
勤務校・機関	職名				
現住所	(電話)	本籍地			

私は、次の1の免除事由に該当するため、免許状更新講習の受講の免除を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 免除事由：

※ 表彰を受けたことによる場合には表彰を行った主体・表彰を受けた時期も記載すること。

2 有する免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し，授与権者が発行する授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回は免除されている場合は更新講習免除証明書，修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合，残余の免許状について，別紙に記入してください。

〔証明者記入欄〕 ※ 1の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は，教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日

(証明者名)

印

(表)
修了確認期限延期変更申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名 (印)	生年月日 年 月 日生	
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、次の1の延期事由が継続するため、年 月 日まで修了確認
期限の延期の変更をしたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延期事由：

※延期事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 有する免許状

免許状の種類及 び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 修了確認期限延期証明書を添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。
- 3 変更前の修了確認期限： 年 月 日

〔証明者記入欄〕 ※ 1の延期事由が継続することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項に規定する事由が継続することを証明する。

年 月 日

(証明者名)



様式第十七号中「割印」を削り、授与条件の次に「有効期間の満了の日」を加え、同様式の備考に次の一号を加える。

五 「有効期間の満了の日」の欄には、免許状の有効期間の満了する日を記入するものとする。

様式第十八号及び様式第十九号中「割印」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

新

第一条 略

(普通免許状の授与の出願)

第二条 法第五条第一項若しくは第二項、法附則第八項本文又は法附則第十二項本文の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとする者(教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる書類を徳島県教育委員会(第六条の二第四項、第六条の三第二項、第六条の四第一項及び第六条の七第二号を除き、以下「授与権者」という。)に提出しなければならぬ。

- 一 教育職員免許状授与願(様式第一号)
- 二 基礎資格等の証明書
- 三 法第五条第一項の規定により願ひ出ようとする者にあつては、法別表第一、別表第二又は別表第二の二に定める単位修得証明書

四 法第五条第二項、法附則第八項本文又は法附則第十二項本文の規定により願ひ出ようとする者(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号。以下「平成十九年改正法」という。)附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者(以下「旧免許状所持者」という。))を除く。)にあつては、これらの規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び法第七条第四項に規定する証明書(以下「修了等証明書」という。)

五 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)

- 六 履歴書(様式第二号)
- 七 宣誓書(様式第三号)
- 八 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願ひ出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第五号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に

旧

第一条 略

(普通免許状の授与の出願)

第二条 法第五条第一項、法附則第八項又は法附則第十二項の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとする者(教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる書類を徳島県教育委員会(以下「授与権者」という。)に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与願(様式第一号)
- 二 基礎資格等の証明書
- 三 法第五条第一項の規定により願ひ出ようとする者にあつては、法別表第一、別表第二又は別表第二の二に定める単位修得証明書

- 四 履歴書(様式第二号)
- 五 宣誓書(様式第三号)

限る。)

2 略

3 法第十六条の二第一項若しくは第二項(法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は同条第三項の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならぬ。

- 一 教育職員免許状授与願
- 二 教員資格認定試験合格証明書

三 法第十六条の二第二項の規定により願ひ出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)

五 履歴書

六 宣誓書

七 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願ひ出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

4 法第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項の規定により、自立教科等の特別支援学校の普通免許状の授与を願ひ出ようとする者(教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与願

二 教員資格認定試験合格証明書又は教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「省令」という。)第六十四条第一項に規定する資格を有する者であることの証明書

三 法第十七条第二項において準用する法第十六条の二第二項の規定により願ひ出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受

2 略

3 法第十六条の二第一項又は法第十六条の四第三項の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与願
- 二 教員資格認定試験合格証明書

三 履歴書

四 宣誓書

4 法第十七条の規定により、自立教科等の特別支援学校の普通免許状の授与を願ひ出ようとする者(教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与願

二 教員資格認定試験合格証明書又は教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「省令」という。)第六十四条第一項に規定する資格を有する者であることの証明書

けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

五 履歴書

六 宣誓書

七 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

5 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）附則第六項の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与願

二 技術の教科に関する講習を修了したことの証明書

三 基礎となる免許状の写し

四 履歴書

五 宣誓書

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

6 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）附則第二項又は第三項の規定により高等学校教諭普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与願

二 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十二年文部省令第四十七号）附則第六項又は第八項に規定する情報又は福祉の教科に関する現職教員等講習会の修了証書

三 基礎となる免許状の写し

四 履歴書

三 履歴書
四 宣誓書

5 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）附則第六項の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与願

二 技術の教科に関する講習を修了したことの証明書

三 基礎となる免許状の写し

四 履歴書

五 宣誓書

6 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）附則第二項又は第三項の規定により高等学校教諭普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与願

二 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十二年文部省令第四十七号）附則第六項又は第八項に規定する情報又は福祉の教科に関する現職教員等講習会の修了証書

三 基礎となる免許状の写し

四 履歴書

五 宣誓書

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出
ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び
第三号に規定する書類に記載されている当該
者の氏名又は本籍と異なっている場合に限
る。）

7 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省
令（平成十六年文部科学省令第三十一号。以下
「平成十六年改正省令」という。）附則第二条の
規定により特別支援学校自立教科の普通免許状
の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書
類を授与権者に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与願
- 二 平成十六年改正省令附則第二条第一項、第
二項又は第三項に規定する資格を有する者で
あることの証明書

三 平成十六年改正省令附則第二条第三項の規
定により願い出ようとする者にあつては、現
に有する普通免許状又は特別免許状の写し

- 四 履歴書
- 五 宣誓書

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出
ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び
第三号に規定する書類に記載されている当該
者の氏名又は本籍と異なっている場合に限
る。）

（普通免許状の検定授与の出願）

第三条 法第五条第一項の規定により、教育職員
検定を受け、普通免許状の授与を願い出ようと
する者は、次に掲げる書類を授与権者に提出し
なければならない。

- 一 教育職員検定及び免許状授与願（様式第四
号）

二 履歴書

三 法別表第三から別表第八まで又は法附則第
五項、法附則第九項若しくは法附則第十八項
の表に定める所要資格を有することの証明

四 前号に規定する所要資格を得た日の翌日か
ら起算して十年を経過する日の属する年度の
末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）

五 宣誓書

7 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省
令（平成十六年文部科学省令第三十一号）附則
第二条の規定により特別支援学校自立教科の普
通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に
掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。
い。

- 一 教育職員免許状授与願
- 二 教育職員免許法施行規則の一部を改正する
省令附則第二条第一項、第二項又は第三項に
規定する資格を有する者であることの証明書

- 三 履歴書
- 四 宣誓書

（普通免許状の検定授与の出願）

第三条 法第五条第一項の規定により、教育職員
検定を受け、普通免許状の授与を願い出ようと
する者は、次に掲げる書類を授与権者に提出し
なければならない。

- 一 教育職員検定及び免許状授与願（様式第四
号）

二 履歴書

三 法別表第三から別表第八まで又は法附則第
五項、法附則第九項若しくは法附則第十八項
の表に定める所要資格を有することの証明

にあつては、法第五条第一項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

五 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(第三号に規定する所要資格に係るもの及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)

六 人物に関する証明書

七 身体に関する証明書

八 宣誓書

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第三号から第五号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

2 法第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項及び省令第六十四条第一項の規定により、教育職員検定を受け、自立教科等の特別支援学校の普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員検定及び免許状授与願

二 省令第六十四条第二項の表に定める資格を有することの証明書

三 法第十七条第二項において準用する法第十六条の二第二項の規定により願い出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(第二号に規定する資格に係るもの及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)

五 履歴書

六 人物に関する証明書

七 身体に関する証明書

八 宣誓書

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている

四 人物に関する証明書(様式第五号)
五 身体に関する証明書(様式第六号)
六 宣誓書

2 法第十七条及び省令第六十四条第一項の規定により、教育職員検定を受け、自立教科等の特別支援学校の普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員検定及び免許状授与願

二 省令第六十四条第二項の表に定める資格を有することの証明書

三 履歴書

四 人物に関する証明書

五 身体に関する証明書

六 宣誓書

当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に
限る。

3 前二項の規定は、法第十八条の規定により、
教育職員検定を受け、普通免許状の授与を願
い出ようとする者について準用する。

(特別免許状の検定授与の出願)

第四条 法第五条第三項の規定により、教育職員
検定を受け、特別免許状の授与を願ひ出ようと
する者は、次に掲げる書類を授与権者に提出し
なければならぬ。

一 教育職員検定及び免許状授与願
二 教育職員に任命し、又は雇用しようとする
者の推薦書(様式第七号)

三 担当する教科に関する専門的な知識経験又
は技能を有することを証明する書類

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写
し

五 履歴書

六 人物に関する証明書

七 身体に関する証明書

八 宣誓書

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願ひ出
ようとする者の氏名又は本籍が、第三号及び
第四号に規定する書類に記載されている当該
者の氏名又は本籍と異なっている場合に限
る。)

2 前項の規定は、法第十八条の規定により、教
育職員検定を受け、特別免許状の授与を願ひ出
ようとする者について準用する。

(臨時免許状の検定授与の出願)

第五条 法第五条第六項の規定により、教育職員
検定を受け、臨時免許状の授与を願ひ出ようと
する者は、次に掲げる書類を授与権者に提出し
なければならぬ。

一 七 略

2 法第十七条第一項及び省令第六十五条の規定
により、教育職員検定を受け、自立教科等の特
別支援学校の臨時免許状の授与を願ひ出ようと
する者は、次に掲げる書類を授与権者に提出し
なければならぬ。

3 前二項の規定は、法第十八条の規定により、
教育職員検定を受け、普通免許状の授与を願
い出ようとする者について準用する。

(特別免許状の検定授与の出願)

第四条 法第五条第二項の規定により、教育職員
検定を受け、特別免許状の授与を願ひ出ようと
する者は、次に掲げる書類を授与権者に提出し
なければならぬ。

一 教育職員検定及び免許状授与願
二 教育職員に任命し、又は雇用しようとする
者の推薦書(様式第七号)

三 担当する教科に関する専門的な知識経験又
は技能を有することを証明する書類

四 履歴書

五 人物に関する証明書

六 身体に関する証明書

七 宣誓書

2 前項の規定は、法第十八条の規定により、教
育職員検定を受け、特別免許状の授与を願ひ出
ようとする者について準用する。

(臨時免許状の検定授与の出願)

第五条 法第五条第五項の規定により、教育職員
検定を受け、臨時免許状の授与を願ひ出ようと
する者は、次に掲げる書類を授与権者に提出し
なければならぬ。

一 七 略

2 法第十七条及び省令第六十五条の規定によ
り、教育職員検定を受け、自立教科等の特別支
援学校の臨時免許状の授与を願ひ出ようとする
者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなけ
ればならぬ。

一六略

3 略

(特別支援学校の教員の免許状への特別支援教育領域の追加の出願)

第六条 略

2 第五条の二第三項の規定により、教職員検定を受け、普通免許状に新教育領域の追加の定めを願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一六

七 実務に関する証明書

(有効期間の更新及び延長の申請)

第六条の二 法第九条の二第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げる申請書及び書類とする。

一 有効期間更新申請書(様式第十号の五)

二 修了等証明書

三 有効期間の更新を受けようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与に係る証明書(以下「授与証明書」という。)(又は前回の省令第六十一条の十に規定する証明書(以下「更新等証明書」という。))の写し

四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

2 省令第六十一条の四各号に掲げる者(法第九条の二第三項の規定による認定を受けようとする者に限る。)(が同条第一項の規定により申請する場合の同条第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる申請書及び書類とする。

一 有効期間更新申請書(免許状更新講習受訓免除によるもの)(様式第十号の六)

二 有効期間の更新を受けようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の更新等証明書の写し

三 省令第六十一条の四各号に掲げる者であること証する書類であつて、教育長が必要と

一六略

3 略

(特別支援学校の教員の免許状への特別支援教育領域の追加の出願)

第六条 略

2 第五条の二第三項の規定により、教職員検定を受け、普通免許状に新教育領域の追加の定めを願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一六

認められたもの

四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

3 省令第六十一条の九第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げる申請書及び書類とする。

一 有効期間延長申請書(様式第十号の七)
二 有効期間の延長をしようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の更新等証明書の写し

三 法第九条の二第五項に規定する事由(以下「延長事由」という。)に該当することを証する書類であつて、教育長が必要と認められたもの
四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

4 有効期間の延長をした者が前項の申請書に記載した延長事由が継続する期間を超えて当該延長事由が引き続き継続する見込みがある場合において、当該有効期間の変更をしようとするときは、有効期間延長変更申請書(様式第十号の八号)に次に掲げる書類を添えて徳島県教育委員会に提出しなければならない。

一 前回の更新等証明書(有効期間の延長に係るものに限る。)の写し
二 延長事由が引き続き継続することを証する書類であつて、教育長が必要と認められたもの
三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)
(更新講習修了確認の申請等)

第六条の三 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「平成二十年改正省令」という。)附則第九条第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、

同表の中欄に定める申請書及び同表の下欄に定める書類とする。

区分	申請書	免許管理者が定める書類
平成二十年改正省令附則第九条第一項第一号に掲げる事項	更新講習修了確認申請書（様式第十号の九）	一 修了等証明書 二 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の平成二十年改正省令附則第十五条に規定する証明書（以下「修了確認等証明書」という。）の写し 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限り。）
平成二十年改正省令附則第九条第一項第二号に掲げる事項	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確	一 修了等証明書 二 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の修了確認等証明書の写し

	認申請書(様式第十号の十一)	三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)
平成二十年改正省令附則第九条第一項第三号に掲げる事項	修了確認期限延期申請書(様式第十号の十一)	一 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の修了確認等証明書の写し 二 平成十九年改正法附則第二条第四項に規定する事由(以下「延期事由」という。)があることを証する書類であつて、教育長が必要と認め たもの 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている

	平成二十年 改正省令附 則第九条第 一項第四号 に掲げる事 項	免許状更新講 習免除申請書 (様式第十号 の十二)	現に有する普 通免許状若しく は特別免許状の 写し、当該免許 状の授与証明書 又は前回の修了 確認等証明書の 写し	場合に限る。
		一 現に有する普 通免許状若しく は特別免許状の 写し、当該免許 状の授与証明書 又は前回の修了 確認等証明書の 写し 二 平成二十年改 正省令附則第十 一条第一項各号に 掲げる者である ことを証する書 類であつて、教 育長が必要と認 めたもの 三 戸籍抄本又は 戸籍記載事項証 明書(申請しよ うとする者の氏 名又は本籍が、 前二号に規定す る書類に記載さ れている当該者 の氏名又は本籍 と異なつてゐる 場合に限る。)		

2 修了確認期限の延期をした者が前項の申請書

に記載した延期事由が継続する期間を超えて当
該延期事由が引き続き継続する見込みがある場
合において、当該修了確認期限の変更をしよう
とするときは、修了確認期限延期変更申請書(様
式第十号の十三)に次に掲げる書類を添えて徳
島県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 前回の修了確認等証明書(修了確認期限の
延期に係るものに限る。)の写し
- 二 延期事由が引き続き継続することを証する

書類であつて、教育長が必要と認められたもの

三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なつてゐる場合に限る。)

(免許状更新講習を受講できる者)

第六条の四 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。)第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、県又は県内の市町村(以下「市町村」)という。)が設置する学校の教育職員として任命された者(以下「公立学校の教育職員」)として任命されたことのある者」という。)のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き徳島県教育委員会又は市町村教育委員会(以下「県市町村教育委員会」)という。)の職員として在職している者(教育長が別に定める者を除く。)(とする。)

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県市町村又は国立大学法人鳴門教育大学(以下「国等」)という。)の職員として在職している者(教育長が別に定める者を除く。)

二 県内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置する学校法人の理事

(更新講習修了確認を受けなければならない者)

第六条の五 平成二十年改正省令附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村教育委員会の職員として在職している者(教育長が別に定める者を除く。)(とする。)

2 平成二十年改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村又は国立大学法人鳴門教育大学(以下「県等」)とい

う。)の職員として在職している者(教育長が別に定める者を除く。)とする。

(区市町村教育委員会等の免除対象者)

第六条の六 省令第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続きいて区市町村教育委員会の職員として在職している者(教育長が別に定める者を除く。)とする。

2 省令第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続きいて国等の職員として在職している者(教育長が別に定める者を除く。)とする。

3 平成二十年改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続きいて区市町村教育委員会の職員として在職している者(教育長が別に定める者を除く。)とする。

4 平成二十年改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続きいて県等の職員として在職している者(教育長が別に定める者を除く。)とする。

(免許管理者が指定する表彰等)

第六条の七 省令第六十一条の四第五号及び平成二十年改正省令第十条第一項第五号に規定する表彰等は、次に掲げる者が行う個人に対する表彰等(免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年間になされたものに限る。)であつて、教育長が別に定める表彰等とする。

一 文部科学大臣

二 徳島県教育委員会

三 前二号に掲げる者に準ずる者として教育長が別に定める者

第七条 略

(施行法の規定による免許状の検定授与の出願)

第七条 略

(施行法の規定による免許状の検定授与の出願)

第十条 施行法第二条第一項前段の規定により、教育職員検定を受け、免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

- 一 教育職員検定及び免許状授与願
- 二 施行法第二条第一項前段の表各号のいずれかの上欄に掲げる者であることの証明書
- 三 施行法第二条第一項前段の表第二十号から第二十号の四までの規定により免許状の授与を受けようとする者にあつては、最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- 四 施行法第二条第一項前段の表の上欄に掲げる学校等を卒業し、又は修了した者にあつては、当該学校等の成績証明書
- 五 中学校又は高等学校の教員の免許状の授与を受けようとする者（施行法第二条第一項前段の表第二十号から第二十号の五までの上欄に掲げる者を除く。）にあつては、授与を受けようとする免許状の教科について、成績が良好である旨の出身学校等又は実務証明責任者の証明書

- 六 施行法第二条第一項前段の表の上欄各号に掲げる者になつた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）であつて、同項の規定により普通免許状の授与を願い出ようとするものにあつては、当該普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書
- 七 施行法第二条第一項前段の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者にあつては、現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

- 八 履歴書
- 九 人物に関する証明書
- 十 身体に関する証明書
- 十一 宣誓書
- 十二 その他授与権者が特に必要と認める書類（施行法の規定により授与する免許状の教科）

第十条 施行法第二条第一項の規定により、教育職員検定を受け、免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

- 一 教育職員検定及び免許状授与願
- 二 施行法第二条第一項の表各号のいずれかの上欄に掲げる者であることの証明書
- 三 施行法第二条第一項の表第二十号から第二十号の四までの規定により免許状の授与を受けようとする者にあつては、最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- 四 施行法第二条第一項の表の上欄に掲げる学校等を卒業し、又は修了した者にあつては、当該学校等の成績証明書
- 五 中学校又は高等学校の教員の免許状の授与を受けようとする者（施行法第二条第一項の表第二十号から第二十号の五までの上欄に掲げる者を除く。）にあつては、授与を受けようとする免許状の教科について、成績が良好である旨の出身学校等又は実務証明責任者の証明書

- 六 履歴書
- 七 人物に関する証明書
- 八 身体に関する証明書
- 九 宣誓書
- 十 その他授与権者が特に必要と認める書類（施行法の規定により授与する免許状の教科）

第十一条 施行法第二条第一項前段の規定により授与を受けることができる中学校又は高等学校の教員の免許状の教科は、法第四条第五項に掲げる教科のうち、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当下欄に定める教科とする。

第十二条及び第十三条 略

(免許状の様式)

第十四条 略

2 教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)第九条第二項の規定による臨時免許状の様式は、施行法第一条第三項の規定により交付するときは様式第十九号、施行法第二条第一項前段の規定により授与するときの様式第二十号とする。

(人物に関する証明書等に係る項目)

第十四条の二 省令別記第三の一号様式備考第二号の規定に基づき定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 性格
- 二 教育職員としての適格性
- 三 指導力
- 四 研究心
- 五 社会性
- 六 長所
- 七 短所
- 八 その他

2 省令別記第三の三号様式備考第二号の規定に基づき定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 身長
- 二 胸囲
- 三 体重
- 四 視力
- 五 色覚
- 六 聴力
- 七 疾病その他の異常

第十五条 略

第十一条 施行法第二条第一項の規定により授与を受けることができる中学校又は高等学校の教員の免許状の教科は、法第四条第五項に掲げる教科のうち、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当下欄に定める教科とする。

第十二条及び第十三条 略

(免許状の様式)

第十四条 略

2 教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)第九条第二項の規定による臨時免許状の様式は、施行法第一条第三項の規定により交付するときは様式第十九号、施行法第二条第一項の規定により授与するときの様式第二十号とする。

(教育職員) 特別免許状
割印
本籍地 氏名
年 月 日生
右の者に教育職員免許法第 条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)特別免許状を授与する
記
年 月 日
徳島県教育委員会 印
(番号)
授与条件

(旧)

備考

- 一 「(教育職員)」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」等と記入するものとする。
- 二 「(左記の教科について)」の箇所については、事項について授与する免許状の場合にあつては、「左記の事項について」と、自立活動について授与する免許状の場合にあつては、「左記の自立活動について」と記入するものとする。
- 三 「(番号)」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入するものとする。
- 四 「授与条件」欄には、授与権者が必要であると認める事項を記入するものとする。

(教育職員) 特別免許状

本籍地
氏名

年月日

右の者に教育職員免許法第 条の定めるところにより (左記の教科について) (教育職員) 特別免許状を授与する

記

年月日

徳島県教育委員会 印

(番号)

授与条件

有効期間の満了の日 年月日

(新)

備考

- 一 「(教育職員)」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」等と記入するものとする。
- 二 「(左記の教科について)」の箇所については、事項について授与する免許状の場合にあつては、「左記の事項について」と、自立活動について授与する免許状の場合にあつては、「左記の自立活動について」と記入するものとする。
- 三 「(番号)」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもって記入するものとする。
- 四 「授与条件」欄には、授与権者が必要であると認める事項を記入するものとする。
- 五 「有効期間の満了の日」の欄には、免許状の有効期間の満了する日を記入するものとする。

(教育職員) 免許状	割印
本籍地 氏名	年 月 日生
右の者に教育職員免許法第 条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)免許状を授与する	
(記)	年 月 日
徳島県教育委員会 	
(番号)	
授与条件	

(旧)

- 備考
- 一 「(教育職員)」の箇所には、「小学校助教諭」、「中学校助教諭」等と記入するものとする。
 - 二 「(左記の教科について)」及び「(記)」の箇所については、教科のない免許状の場合にあつては、この箇所を設けないこと。
 - 三 様式第十七号の備考第三号及び第四号の規定は、この様式について準用する。

(教育職員) 免許状

本籍地
氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第 条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)免許状を授与する

(記)

年 月 日

徳島県教育委員会 印

(番号)

授与条件

(新)

備考

- 一 「(教育職員)」の箇所には、「小学校助教諭」、「中学校助教諭」等と記入するものとする。
- 二 「(左記の教科について)」及び「(記)」の箇所については、教科のない免許状の場合にあつては、この箇所を設けないこと。
- 三 様式第十七号の備考第三号及び第四号の規定は、この様式について準用する。

(教育職員) 免許状
割印
本籍地 氏名
年 月 日生
右の者に教育職員免許法施行法第一条の 定めるところにより(左記の教科について) (教育職員) 免許状を有するとみなす
(記)
年 月 日
徳島県教育委員会 印
(番号)
授与条件

(旧)

備考 様式第十七号の備考第三号及び第四号並びに様式第十八号の備考第一号及び第二号の規定は、この様式について準用する。

(教育職員) 免許状
本籍地
氏名
年 月 日生
右の者に教育職員免許法施行法第一条の 定めるところにより(左記の教科について) (教育職員) 免許状を有するとみなす
(記)
年 月 日
徳島県教育委員会 印
(番号)
授与条件

(新)

備考 様式第十七号の備考第三号及び第四号並びに様式第十八号の備考第一号及び第二号の規定は、この様式について準用する。